

ITを活用した重要事項説明及び書面の電子化について

宅地建物取引業の書面の電子化を可能とする政省令が改正され、令和4年4月27日に公布、令和4年5月18日から施行されます。

ITを活用した重要事項説明及び書面の電子化に係る改正内容の詳細につきましては、以下をご参照ください。

○プレスリリース

・[報道発表資料](#)

○解釈運用の指針

・宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方【[溶け込み](#)】【[新旧](#)】 ←令和4年5月18日以降はこちら

・宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方別紙2(重要事項説明書)【[溶け込み](#)】【[新旧](#)】

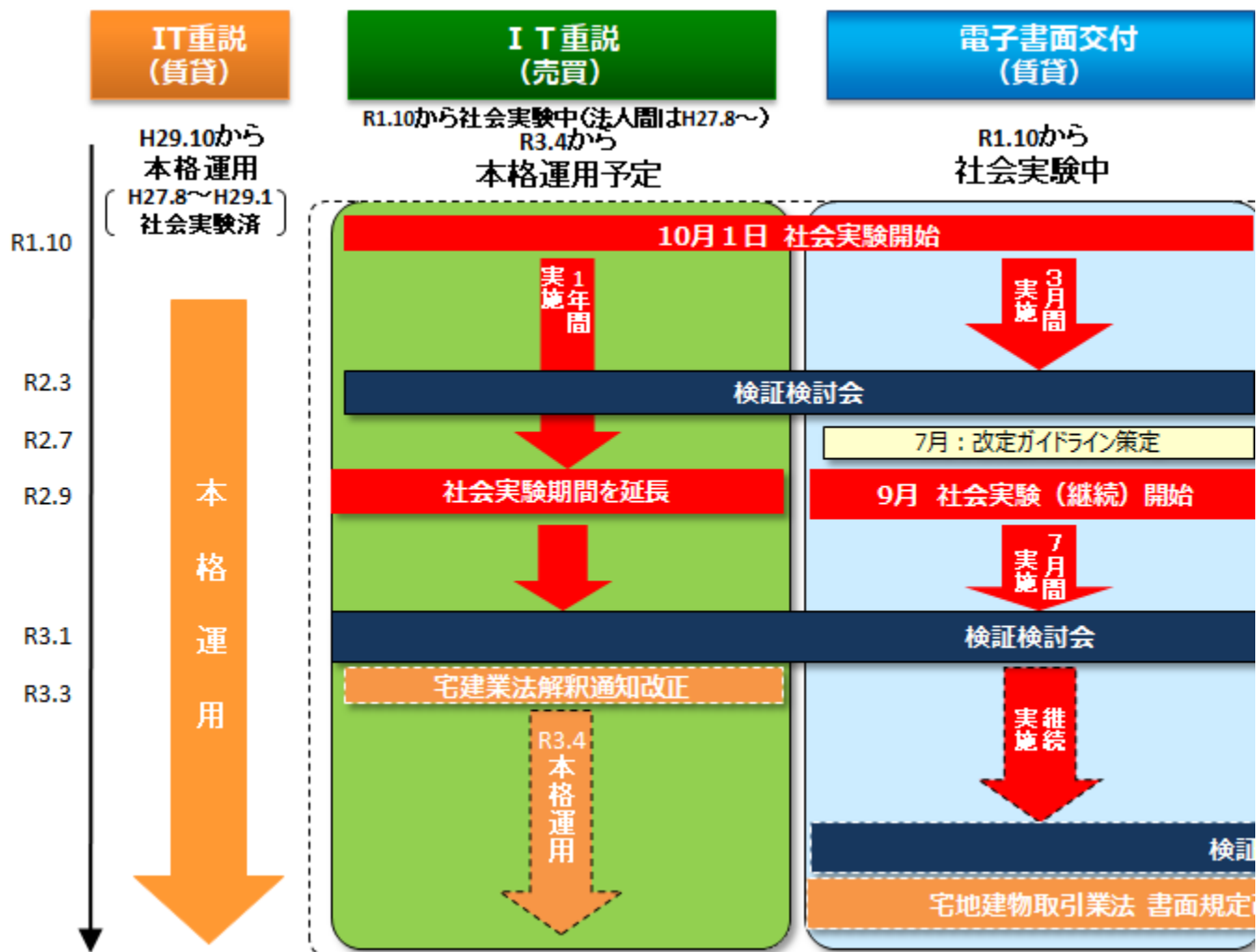
(改正前)

・宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方【[旧](#)】 ←令和4年5月17日まではこちら

○マニュアル

・[重要事項説明書等の電磁的方法による提供及びITを活用した重要事項説明 実施マニュアル](#)

社会実験について



ITを活用した重要事項説明等に関する最新の取組にかかる「マニュアル」、「ガイドライン」、「Q&A」等は以下のリンクからご確認いただけます。

◇ ITを活用した重要事項説明(IT重説)

賃貸取引	本格運用実施 (平成29年10月~)
売買取引	本格運用実施 (令和3年3月~)

◆ 重要事項説明書等の電子化(電子書面交付)

賃貸取引	社会実験終了 (令和2年9月~)
売買取引	社会実験終了 (令和3年3月~)

社会実験の取組の経緯

重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験(令和元年度~)

令和元年10月1日から令和元年12月31日まで、賃貸取引に限り、書面の電子化の社会実験を

実施いたしました。

詳細はこちら ↓

書面の電子化（令和元年度～）

ITを活用した重要事項説明本格運用（平成29年10月～）

平成29年10月1日より賃貸取引の本格運用を開始しました。
また、令和3年3月30日より売買取引についても本格運用を開始しました。
詳細はこちら ↓

IT重説本格運用（平成29年度～）

ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会（平成27年度～）

国土交通省は、平成27年8月末より開始した「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験」の結果を検証し、本格運用への移行の可否や個人を含む売買取引に係る重要事項説明におけるITの活用のあり方について検討する場として、多方面の有識者からなる「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会」を設置いたしました。

詳細はこちら ↓

IT重説検証検討会（平成27年度～）

ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会（平成26年度）

国土交通省は、インターネット等を利用した、対面以外の方法による重要事項説明等について、具体的な手法や課題への対応策に関する検討する場として多方面の有識者からなる「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」を設置いたしました。

詳細はこちら ↓

IT重説あり方検討会（平成26年度）

 お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設産業局 不動産業課 石島、長友、津軽
電話 :03-5253-8111(内線25125、25155、25131)

Copyright© 2008 MLIT Japan. All Rights Reserved.